

Title	匡房の後継：『本朝続文粹』所収「述行旅」策をめぐって
Sub Title	The successor to Oe no Masafusa
Author	山田, 尚子(Yamada, Naoko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.94, (2008. 6) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	西脇順三郎没後25周年記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00940001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

匡房の後継

——『本朝統文粹』所収「述行旅」策をめぐって——

山田 尚子

はじめに

対策は、大学寮紀伝道において、文章得業生か、或いは文章生のうち、特に方略宣旨を蒙った者のみに許された官吏登用試験である。『本朝統文粹（以下、統文粹^①）』には、対策のパロディである「詳和歌」を除き、十一篇の対策、すなわち策問及び対策文が年代順に収められている。本稿では、その八番目に収められる「述行旅」策を取り上げ、その直前の七番目に収められた「野沢佳趣」策と比較することで、本対策文に特徴的な事象を指摘し、そのことが示唆する事柄について言及してみたい。

対策では、問頭博士により二題の策問が出題される^②。それぞれの策問には「神仙」や「山水」等の題目が立てられており、さらにその中には複数の細かい小問（徵事）が示される。いずれの対策文においても対策を受ける者（対策者）は、それぞれの題目についてより大きな視点から自分なりに論じること（①）、個々の徵事について一つずつ簡潔に解答する

こと〈2〉が要求される。平安後期になると、策問、対策文の双方に既に定まった段落構成があり、策問の一題目と二題目とは、策問及び対策文の構成がそれぞれ異なる。本稿で考察対象とする「述行旅」策と「野沢佳趣」策とは、その段落構成から、いずれも二題目の策問及び対策文であったと考えられる。以下に掲げるのは、第二の策問及び対策文の段落構成である。

資料一 第二の策問及び対策文の段落構成

○策問

第一段 「問」の語を初めに置き、題目を説明する。

第二段 「未審」「不審」「然則」等の語を初めに置き、微事を掲げる。

○対策文

第一段 「対」の語を初めに置き、題目について詳しく論じる。

第二段 「夫以」「若夫」「即驗」などの語を初めに置き、微事に対して解答する。

第三段 対策者の謙辞。「謹対」で結ぶ。

第二の対策文の場合、前述の〈1〉〈2〉は、それぞれ対策文の第一段と第二段に相当する。まずは「述行旅」策の対策文第二段、すなわち微事の有り様を検討することから始めよう。

一「述行旅」策対策文の微事について

「述行旅」策は、康和五年（一一〇三）、菅原在良を問頭博士、大江匡時を対策者として行われたものである。匡時は大江匡房の二男、後に維順と改名する人物である。『続文粹』の対策における微事は、策問一題につき八問と定まっております。隔句対の前と後の句に一問ずつ問題が配され、四つの隔句対で八問の微事が示される。以下に①から⑧として掲げたのが、本対策に於ける微事である。

- ①魏太祖之遠征也、為東為西。（魏の太祖の遠征するや、東たるや西たるや。）
- ②漢武帝之微行也、遇男遇女。（漢の武帝の微行するや、男に遇ふや女に遇ふや。）
- ③良金在岐、未弁貧廉之性。（良金は岐に在り、未だ貧廉の性を弁へず。）
- ④慈石累路、將聞經過之姿。（慈石は路に累なれり、將に經過の姿を聞かん。）
- ⑤高郵県遙、置幾駅而得嘉称。（高郵県は遙かなり、幾駅を置きて嘉称を得たるや。）
- ⑥宜都地僻、指何山而遺幽趣。（宜都の地は僻^{さか}れり、何山を指して幽趣を遺したるや。）
- ⑦出檻兮長落之人、其変不審。（檻を出て長く落つるの人、其の変審らかならず。）
- ⑧入舟兮思子之獸、其名如何。（舟に入りて子を思ふの獸、其の名は如何^{なん}ぞ。）

以上八問の微事に対し、対策者である匡時は、それぞれに見合つた故事の記述に沿つて一問ずつ解答する必要がある。

解答は、原則として策問で掲げられた微事の順序に従つて隔句対の前後の句に一つずつ解答を配し、四つの隔句対によつて八問分の解答を示さなければならぬ。以下に掲げたのがそれぞれの微事に対する匡時の解答である（丸数字が前掲の微事に対応する）。

- ① 魏太祖之遠征矣、伐蛮夷而可詳。（魏の太祖の遠征するや、蛮夷を伐ちて詳らかにすべし。）
- ② 漢武帝之微行焉、遇妓女而暫止。（漢の武帝の微行するや、妓女に遇ひて暫らく止まれり。）
- ③ 良金遺岐、被鹿裘而知廉恥。（良金は岐に遺る、鹿裘を被りて廉恥を知れり。）
- ④ 慈石累道、披蠹簡而忘謨謀。（慈石は道に累なる、蠹簡を披けども謨謀を忘れたり。）
- ⑤ ⑥ 高郵県之嘉称、宜都山之幽趣、文岑高兮不尋、筆駢荒而易惑。（高郵県の嘉称、宜都山の幽趣、文岑高くして尋ねず、筆駢荒くして惑ひ易し。）

⑦ 昨虎説兮忽去、蓋諳居檻之意。（昨虎説きて忽ちに去る、蓋ぞ檻に居るの意を諳んぜざる。）

⑧ 夜蛩暗兮難知、争弁入舟之名。（夜蛩暗くして知り難し、争か舟に入るの名を弁へん。）

結論から言つと、以上に掲げた匡時の解答のうち、正解と考えられるのは③のみである。③は以下に掲げる故事を問うものと考えられる。

吳越春秋曰、延陵季子出遊於齊、見路有遺金。有披裘採薪者、季呼薪者、取彼地金。薪者曰、吾

当^二夏五月^一披^レ裘而薪、豈取^レ金者哉。

〔藝文類聚〕卷八十三、金

匡時の解答には「良金遺岐、被鹿裘而知廉恥」とあり、「鹿」字は不審であるものの、ひとまず正解とすることができる。ところが、③以外の七つの徵事については、正解とすることができない。例えば、②の徵事は、以下に掲げる『漢武故事』の故事を問うものと考えられる。

（武帝）從^二即位^一、常晨往夜還、与^二霍去病等十餘人^一、皆輕服為^二徵行^一、且以^レ觀^二戲市里^一、察^二民風俗^一。（中略）又嘗至^二柏谷^一、夜投^レ亭宿。亭長不^レ内、乃宿^二於逆旅^一。逆旅翁謂^レ上曰、汝長大多^レ力、当^レ勤^二稼穡^一、何忽帶^レ劍、衆夜行。此不^レ欲^レ為^レ盜則淫耳。上嘿然不^レ応。因乞^レ漿飲。翁答曰、吾止有^レ溺無^レ漿也。有^レ頃還^レ内、上使^レ覘^レ之。見^レ翁方与^二少年十餘人^一皆持^二弓矢刀劍^一、令^二主人嫗出安^一過客^一。嫗婦謂^二其翁^一曰、吾觀^二此丈夫^一非常人也。且亦有^レ備、不^レ可^レ図也。天寒嫗酌^レ酒、多与^二夫及諸少年^一、皆醉。嫗自縛^二其夫^一。諸少年皆走。嫗出謝^レ客、殺^レ雞作^レ食。平旦上去。是日還^レ宮乃召^二逆旅夫妻^一見^レ之。賜^二嫗千金^一、擢^二其夫羽林郎^一。（『太平御覽』卷八十八、孝武皇帝）

②の徵事の「漢の武帝の徵行するや、男に遇ふや女に遇ふや」に照らしてこの『漢武故事』の記述を見れば、傍線部分にあるように、「逆旅」すなわち宿屋の翁と嫗とに遇つたと解答せねばならず、匡時の解答に「妓女に遇ひて暫らく止まれり」というのは不正解だと考えられる。さらに匡時は、その他の徵事についても「文岑高くして尋ねず、筆駢荒くして惑ひ易し」や「夜蛩暗くして知り難し、争か舟に入るの名を弁へん」等、いずれも自分が解答不能であることを表

明している。対策文においては、策問の徵事に対して解答不能である場合にも、故事を用いる等、表現に工夫を凝らす必要があった。匡時の対策文にもそうした工夫が見られるが、この点については本対策文が『続文粹』に採録されたことと関わり、あらためて後述することとする。いずれにしても「述行旅」策の徵事は、八問中一問しか解答できていないことが確認される³⁾。

二 「野沢佳趣」策対策文の徵事について

次に、「述行旅」策の直前に収められる「野沢佳趣」策に目を転じてみたい。この対策は、問頭博士を「述行旅」策と同じ菅原在良、対策者を藤原友実として、寛治四年（一〇九〇）に行われたものである。友実は、南家藤原氏貞嗣流、藤原季綱の長男、『江談抄』を筆録した藤原実兼の長兄にあたる。まず、「述行旅」策と同様に、徵事に注目してみることにする。

- ① 丹丘變形之石、其器如何。（丹丘に形を変ふるの石、其の器とは如何ぞ。）
- ② 黃池賜飲之公、其兆不審。（黃池に飲を賜ふの公、其の兆し審らかならず。）
- ③ 學謳謠而忘婦之聲、為覆霜為廻雪。（謳謠を学んで婦を忘るるの聲、覆霜を為すや廻雪を為すや。）
- ④ 因田獐而致祭之獲、文狸欺白雀歟。（田獐に因りて祭を致すの獲、文狸か白雀か。）
- ⑤ 一角魚、令何人至何処。（一角の魚、何人をして何処に至らしめんや。）
- ⑥ 紅眼之水、教幾女投幾姿。（紅眼の水、幾女をして幾姿を投ぜしめんや。）

- ⑦竊冥守氣、至道之精難分。(竊冥にして氣を守る、至道の精分かち難し。)
⑧幽玄託心、真府之験可弁。(幽玄にして心を託す、真府の験弁ふべし。)

この八問の徵事に対する友実の解答は、以下のとおりである。

- ①丹丘為器之石、甘露之瑞得其名。(丹丘に器と為すの石、甘露の瑞に其の名を得たり。)
②黄池訪兆之公、流霞之色伝其味。(黄池に兆を訪ふの公、流霞の色に其味を伝ふ。)
③学謳謡於秦伎、遏雲之響長留。(謳謡を秦伎に学ぶ、遏雲の響は長く留まれり。)
④尋田獮於周王、長月之性尚暗。(田獮を周王に尋ぬ、長月の性は尚ほ暗し。)
⑤乘神聖而時出之魚、詞海広今難弁。(神聖を乗せて時に出づるの魚、詞海広くして弁へ難し。)
⑥化女子而冬温之水、智泉浅而無知。(女子に化して冬温かきの水、智泉浅くして知ること無し。)
⑦竊冥守氣、已聞崆峒之山。(竊冥にして氣を守る、已に崆峒の山に聞く。)
⑧幽玄託心、自在学校之林。(幽玄にして心を託す、自ら学校の林に在り。)

これらの解答のうち、⑥については「智泉浅くして知ること無し」、⑧については「自ら学校の林に在り」とあり、解答不能である旨が記されている。また、徵事の⑤「一角の魚、何人をして何処に至らしめんや」は、以下の『山海経』の故事を問うものと考えられる。

山海經曰、龍魚陵居、其狀如狸（或曰、龍魚似狸、一角也）一曰「鰕魚」、却有「神聖乘」此、以行「九野」、一曰「鰕魚」。

（『太平御覽』卷九百三十九、龍魚）

⑤の友実の解答に「乗神聖、而時出之魚」とあるのは、傍線部分のうちの「有神聖、乘此（神聖此れに乗るもの有り）」に拠り、微事の「令何人至」すなわち「誰を導くのか」に対して解答したものであると考えられる。ところが、「乗神聖而時出之魚」に続いて「詞海広く難弁（詞海広くして弁へ難し）」とあり、微事の「令至何処」すなわち「何処に導くのか」に対しては、解答不能であることが示されている。恐らく友実は、微事が問う『山海經』の故事には思い至ったものの、「何処に」に当たる「以行九野（以て九野を行く）」という記述については失念し、これを解答できなかったものと考えられる。

友実の微事において、不正解と考えられるのは以上の三問のみである。この他の微事については、微事が意図すると考えられる故事の記述と友実の解答とはいずれもよく合致し、すべて正解であったものと推測される。例えば①の微事が問う故事は以下の『拾遺記』の記事と考えられる。

丹丘之野多「鬼血」、化為「丹石」、則「碼碯」也。不「可」析削雕琢、乃「可」鑄以為「器」也。當「黃帝時」、碼碯甕、至「堯時」猶存。甘露在「其中」、盈而不「竭」、謂「之」宝露、以「班」賜群臣。至「舜時」露已漸減。隨「帝世」之汚隆、時「溱則露滿」、時「澆則露竭」。

（『拾遺記』卷一、高辛）

①の友実の解答に「丹丘為器之石、甘露之瑞得其名」とあるのは、この故事の記述とよく合致する。以上により、友実の「野沢佳趣」策における徵事の正解は八問中五問とすることができよう。

三 徵事の出来を左右したもの（其の一）——対策時の年齢——

1

前節までで確認することができたように、「述行旅」策の徵事に対する大江匡時の解答は八問中一問のみの正解であったのに対し、「野沢佳趣」策の徵事に対する藤原友実の解答は八問中五問の正解であった。徵事に対する両者のこの結果を如何に捉えるべきか。参考として『続文粹』に収載されたそれぞれの対策文における徵事の正解数を一覧にして掲げる。

資料二 『本朝続文粹』所収対策文における徵事の正解数一覧（八問中）

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 弁賢佐（問頭博士／藤原国成、対策者／藤原明衡） | 四問 |
| ② 弁関塞（問頭博士／藤原明衡、対策者／菅原正家） | 五問 |
| ③ 弁牛馬（問頭博士／藤原実範、対策者／菅原清房） | 六問 |
| ④ 詳琴酒（同上） | 三問 |
| ⑤ 江湖勝趣（問頭博士／藤原明衡、対策者／菅原是綱） | 三問（一問判定不能） |

⑥ 弁論漁獵（問頭博士／藤原敦基、対策者／藤原広綱） 四問

⑦ 野沢佳趣（問頭博士／藤原在良、対策者／藤原友実） 五問

⑧ 述行旅（問頭博士／藤原在良、対策者／大江匡時） 一問

⑨ 郷国土俗（問頭博士／藤原敦光、対策者／藤原資光） 三問

⑩ 通書信（問頭博士／藤原敦光、対策者／菅原宣光） 四問（一問判定不能）

⑪ 得宝珠（同上） 四問

対策の判定とその根拠については、対策を行った問頭博士によつて作られた評定文があるが、『朝野群載』には、藤原有信、藤原資光、大江匡周の対策文に対する三篇の評定文が載る。また、時代は上るが、『都氏文集』には、菅原道真及び菅野惟肖の対策文に対する都良香の評定文が現存する。このうち、藤原資光の「郷国土俗」、「鏡扇資用」という二題の対策文に対する評定文には、以下のようにある。

今評_レ件策_一、頗乖_二問意_一。雖_レ述_二郷国_一、土俗之義惟疎、雖_レ弁_二鏡扇_一、資用之理猶少。加以音韻錯乱、点画不_レ正。但謂_二父祖之儒業_一、既奕_二四代_一、通_二十六徵事_一、今及_二半分_一。綴文之体、詞華可_レ觀。仍処_二于丁科_一。

（『朝野群載』卷十三）

傍線部分には、策問二題で計十六問の徵事のうち、半分が正解であつた旨が記されている。この記述と同様の徵事に

関する言及は、有信の「明城市」「弁輿輦」両策の対策文に対する評定文にも「徵事十六、已通_二半分_一」とあり、匡周の「評文字」「叙射法」両策の対策文に対する評定文にも「答_二徵事_一兮通_二半分_一」とあり、いずれも「丁科」での及第となっている。また、大江匡衡は、その「述懷古調詩一百韻」（『江吏部集』卷中）において、「二十八献策、徵事_二又_一玄。所_レ対過_二半分_一、射_レ鵠纔貫穿」_一と述べ、自らの対策文における徵事への正解が過半に及び、かろうじて及第したことを述べている。こうした徵事についての記述から窺うことができるのは、第一に、策問一題につき八間の徵事を二題合わせて十六問とし、その半分、すなわち八間に正解できるか否かが判定におけるひとつの基準となっていること、第二に、徵事の出来不出来が対策自体の判定を左右する大きな要因として重視されていることである。この判定基準に照らせば、策問二題目の「述行旅」策の徵事で一間しか正解していない匡時は、現存しない一題目の徵事で少なくとも七問正解していたと考えなければならない。実際のところ、現存する対策文の中で七問以上の徵事が正解という対策文はなく、果たしてそのようなことがあり得たものか疑問であるが、いずれにしても、匡時の「述行旅」策の徵事の成績は極めて悪いものであったと言わざるを得ない。一方、「野沢佳趣」の五問の正解という成績は、資料二における他の対策文の徵事の出来具合に照らせば一見してわかるように、概ね良いものであったと思われる。

匡時については、その父大江匡房の言談を藤原実兼が筆録したとされる『江談抄』の以下の言談をめぐって取り上げられることが多い。

只だ遺恨とするところは、藏人頭を歴ざると子孫のわろくてやみぬるとなり。足下などの様な子孫あらましかば、何事をお思い侍らましな。家の文書、道の秘事、皆以て湮滅せんと欲するなり。就中、史書全經の秘説、徒らにて

滅びんと欲するなり。委ね授くるの人無し。貴下に少々語り申さんと欲す。如何。(神田氏旧蔵本『江談抄』(38))

この言談は、これまでの『江談抄』研究において、大江匡房が藤原実兼に自らの言談を筆録させた根拠、すなわち『江談抄』成立の契機を示すものと考えられてきた。小峯和明氏は、この言談について「大宰府から帰京直前に愛息隆兼を失って以後の、匡房の江家存亡の危機意識を反映した有名な一節である」とする。匡房の長男、匡時の兄である大江隆兼は、匡房のこの言談より前、匡房が太宰権帥を退任して大宰府より帰京する直前に没している。傍線部分に「子孫のわろくてやみぬるとなり」とあるのが、有能な兄隆兼の死と、後に残った弟匡時の無能さを指すものであり、続く「足下などの様な子孫あらましかば、何事かを思い侍らましな……貴下に少々語り申さんと欲す」とあるのが、長男隆兼を失い、自らが継承し培ってきた学問の後継者がもはや存在しないと考えた匡房が、実兼のような有能な子孫に恵まれなかったことへの無念さから、自らの言談、所謂「江談」を実兼に語り、筆録させたことを示すものとされてきたのである。この言談がこのように解釈された結果、匡時については、父匡房にとって家の学問を継承させるに値しない人物であつたと見なされるようになった。田中宗博氏は以下のように述べる。

なお、維順について付言すると、彼はどうかやら匡房にとつて〈不肖の息子〉であつたらしい。傑出した父親を持つものの悲劇とも言えようが、この点については匡房自らが『江談抄』の中で、〈藏人頭にならなかつたことと、子孫がわろくて生涯を終わることだけが遺恨だ〉と語っていることから確認される。匡房はこれに先立つ康和四年(一一〇二)に、愛息・隆兼を喪つており、その嘆きの中で維順は〈わろき子孫〉にすぎなかつたよう⁸⁾だ。

一方、藤原友実^一は、前述のように、『江談抄』を筆録した藤原実兼の長兄であり、彼の卒去を伝える『中右記』の記事によれば、かなり有能な人物であったことが窺われる。

聞、夜半許勘解由次官藤原友実卒去、是季綱朝臣長男、依^レ為^二大業人^一、經^二當時藏人叙爵^一之後為^二上皇殿上人^一、才智之間頗勝^二傍輩^一、惜哉、(年三十六云々) (『中右記』承徳元年(一〇九七)十一月二十八日条)

そこで、「述行旅」策と「野沢佳趣」策という二つの対策文における微事の出来不出来についても、無能な匡房の息子と有能な南家藤原氏の友実という構図が見えてきて、その友実が実兼の長兄であることから、ますます因縁めいたものを感じざるを得ない。

しかしながら、対策文の微事における両者のこうした出来不出来の背景には、考慮しなければならない事柄があるものと考えられ、これをそのまま先の構図に当てはめてしまうのは、やや早計であるように思われる。

2

匡時と友実の微事の出来不出来の背景として、まず考慮しなければならないのは、献策時の両者の年齢である。佐藤道生氏は、『和漢朗詠集』の註釈書の嚆矢として知られる「朗詠江註」の成立時期をめぐり、匡時の生没年及び経歴についての検討を行った。^②「朗詠江註」及び匡時の経歴については後であらためて言及することになるが、ひとまずこ

で確認しておきたいのは、献策時の匡時の年齢（推定）が二十歳であつたという点である。一方、友実は二十九歳であつた。以下に掲げたのは、匡時献策の前後二十年あまりにおける対策者の年齢、文章得業生になつた年時、出自の一覧である（／の下は出自）。

資料三 対策者の年齢一覧（匡時献策の頃）

寛治四年（一〇九〇）	藤原友実献策	【二十九歳】	↑未詳／南家藤原氏
寛治五年（一〇九一）	藤原国資献策	【二十五歳】	↑寛治元年（一〇八七）文章得業生／北家藤原氏（日野）
嘉保元年（一〇九四）	藤原敦光献策	【三十歳】	↑寛治四年（一〇九〇）文章得業生／式家藤原氏
嘉保二年（一〇九五）	藤原実光献策	【二十七歳】	↑寛治五年（一〇九一）文章得業生／北家藤原氏（日野）
承德二年（一〇九八）	大江有元献策	【未詳】	↑嘉保元年（一〇九四）文章得業生／大江氏
康和元年（一〇九九）	藤原永実献策	【三十八歳】	↑嘉保二年（一〇九五）文章得業生／南家藤原氏
康和四年（一一〇二）	藤原行盛献策	【二十八歳】	↑承德二年（一〇九八）文章得業生／北家藤原氏（日野）
康和五年（一一〇三）	大江匡時献策	【二十歳】	↑康和元年（一〇九九）文章得業生／大江氏
嘉承元年（一一〇六）	藤原令明献策	【三十三歳】	↑康和四年（一一〇二）文章得業生／式家藤原氏
嘉承二年（一一〇七）	藤原尹通献策	【二十六歳】	↑康和五年（一一〇三）文章得業生／南家藤原氏
天永元年（一一一〇）	菅原時登献策	【三十一歳】	↑嘉承元年（一一〇六）文章得業生／菅原氏
天永二年（一一一一）	藤原有業献策	【未詳】	↑未詳／北家藤原氏（日野）

永久二年（一一一四）藤原資光献策【三十二歳】↑天永元年（一一一〇）文章得業生／北家藤原氏（日野）

永久三年（一一一五）藤原顯業献策【二十六歳】↑天永二年（一一一一）文章得業生／北家藤原氏（日野）

元永元年（一一一八）藤原国能献策【未詳】↑永久二年（一一一四）文章得業生／北家藤原氏（日野）

元永元年（一一一八）大江匡周献策【未詳】↑永久四年（一一一六）文章得業生／大江氏

保安三年（一一二二）藤原永範献策【二十歳】↑元永元年（一一一八）文章得業生／南家藤原氏

『本朝世紀』に拠ると、寛治元年十二月、それまで七年であつた得業生課試の期限が五年（足かけで数える。実質的には四年）と規定されるようになった。¹⁰ 実際、資料三を一見すればわかるように、ほとんどの者が文章得業生となつて五年目に献策している。匡時の献策は康和五年で、これは、父匡房を大いに嘆かせた兄隆兼の死の翌年であるが、康和元年に匡時は文章得業生になつており、規定どおり、文章得業生になつて五年目の献策であつた。しかしながら問題は、その年齢で、他の献策者の年齢に照らせばわかるように、匡時の二十歳というのは、南家藤原氏の永範が同じく二十歳で献策した例が見えるものの、極めて早いといえる。例えば、後に頼長の家司となる式家藤原氏の令明は、匡時献策の三年後に対策に臨んでいるが、既にそのとき三十三歳であつた。他の者に比べて匡時の献策が早かつたのは、父匡房の献策時の年齢を襲つたためと考えられる。匡房は康平元年（一一〇五八）に献策したが、このときわずか十八歳であつた。また、兄隆兼については、没年齢が明らかではないが、康和四年に没したときにはまだ三十代であつたと考えられ、従つて承暦三年（一一〇七九）の献策時には十六歳、或いは、可能性は低いけれども、それ以下であつたと推定される。隆兼もまた父を襲い、若くして対策に臨んだものであらう。

稿者は前に、平安期の対策について検討し、平安前期から後期にかけ、題目についての論を立ててそれを展開することを目指すものから、題目にかかわる故事や表現などの知識を披瀝するものへと、対策そのものの性質が変化したことを指摘した。⁽¹²⁾ すなわち、匡時献策当時の対策文は、対策者の故事に関する知識の量、博覧強記ぶりを問うものであり、従って、それに長けた者にとって有利な試験であったと考えられる。特に徵事は、かつてはあくまで小問として、策問全体が希求する大きな問いの一部であったものが、故事についての細かい知識を問うものとして独立し、四つの隔句対で八つの問いを立てるという形式が定着する等、対策の質的な変化を最も顕著に体现化したものであった。徵事のこうした傾向にあつては、知識の蓄積がそのまま結果に結びつく。従って対策者の年齢は、その出来を左右する重要な要因であつたものと考えられる。二十歳の匡時と二十九歳の友実とは、知識量に相当の差があつたものと推測され、「述行旅」策と「野沢佳趣」策における徵事の出来不出来は、そうした匡時と友実との年齢差を如実に反映したものだつたのではないだろうか。

四 徵事の出来を左右したもの〈其の二〉——学問の方向性について——

1

「述行旅」策と「野沢佳趣」策における徵事の出来不出来をめぐって、さらに考慮しなければならないのは、両者の対策文の第一段である。当時の評定文によれば、徵事の出来不出来とともに、この第一段の良し悪しも判定の対象となる。⁽¹³⁾ また、『和漢朗詠集』に収載される対策文からの摘句はすべてここから採られており、対策者が自らの文才を最大限に發揮して作るべき、極めて重要な箇所であつたと考えられる。

ここでは、まず、友実の「野沢佳趣」策の対策文から取り上げたい。以下に、「野沢佳趣」策の対策文第一段の全文を対偶に従って掲げる。

- | | | |
|----|------------------------------------|---|
| 1 | 対 | 対す |
| 2 | 竊以 | 竊かに以みれば |
| 3 | 九野未定以往、二耀混明（野） | 九野未だ定らざる以往、 <small>よりさき</small> 二耀明を混す |
| 4 | 八沢相闢以降、 <u>三材異品</u> （沢） | 八沢相ひ闢けて以降、 <small>よりこのた</small> 三材品を異にす |
| 5 | 故 | 故に |
| 6 | <u>玄王桓撥</u> 之朝、 <u>群禽</u> 歸一面之化（野） | 玄王桓撥するの朝、群禽一面の化に歸す |
| 7 | <u>伯禹菲食</u> 之昔、衆庶營 <u>三農</u> 之勤（沢） | 伯禹菲食するの昔、衆庶三農の勤めを営む |
| 8 | 孔父之遇西狩也、獲麟之筆遺文（野） | 孔父の西狩に遇ふや、獲麟の筆文を遺す |
| 9 | 高祖之達前途也、斬蛇之劍成業（沢） | 高祖の前途に達するや、斬蛇の劍業を成す |
| 10 | 然而 | 然らば |
| 11 | 戎車三百乘、至周牧而伏凶（野） | 戎車三百乗、周牧に至りて凶を伏す |
| 12 | 獵徒千万騎、幸楚夢而称獲（沢） | 獵徒千万騎、楚夢に幸して獲を称す |
| 13 | 復有 | 復た |
| 14 | 明王施仁、 <u>遺賢</u> 無暫留之跡（野） | 明王仁を施すこと、遺賢暫く留れるの跡無し |

- 15 哲后理政、祥猷有数出之蹄（沢）
 16 精兵挑戰之軍、遂争汗馬之勞（野）
 17 虞人列次之職、各守法象之官（沢）
 18 然猶
 19 素商秋暮、帰鴈之翅双飛（野）
 20 碧漢夜深、鳴鶴之声高達（沢）
 21 横野將軍之居榆塞也、武略雖聞（野）
 22 彭沢先生之占柳門也、賢名猶彰（沢）
 23 方今
 24 煙草蔓々、鉅鹿鼎之露夏深（野）
 25 雲雁咿々、彭蠡湖之浪秋冷（沢）
 26 殷帝通夢、傳巖之月光清（野）
 27 呂氏伝詞、芒碭之雲色紫（沢）
 28 生而繁茂、嘉穀表劉漢之祥（野）
 29 吐而玲瓏、明珠発清越之響（沢）
 30 田子設礼之時、結金蘭而思契（野）
 31 路氏嗜学之昔、截青蒲而成功（沢）
- 哲后政を理むること、祥猷^{たひた}数び出でたるの蹄有り
 精兵挑戰の軍、遂に汗馬の勞を争ひ
 虞人列次の職、各の法象の官を守る
 然れども猶ほ
 素商に秋暮れぬ、帰鴈の翅は双つながら飛び
 碧漢に夜深けぬ、鳴鶴の声は高く達す
 横野將軍の榆塞に居るや、武略聞こゆと雖も
 彭沢先生の柳門を占ふや、賢名猶ほ彰らかなり
 方に今
 煙草蔓々たり、鉅鹿鼎の露は夏に深し
 雲雁咿々たり、彭蠡湖の浪は秋に冷やかなり
 殷帝夢に通ず、傳巖の月光清らかなり
 呂氏詞を伝ふ、芒碭の雲色紫なり
 生じて繁茂す、嘉穀劉漢の祥を表せり
 吐きて玲瓏たり、明珠清越の響を発す
 田子礼を設くるの時、金蘭を結びて契を思ふ
 路氏学を嗜^{たじな}むの昔、青蒲を截ちて功を成す

この対策文は、「野沢」という所謂双貫語を題目としており、この場合、隔句対の前句と後句に「野」と「沢」についで記述をそれぞれ配さなければならない。本文中に（ ）として「野」「沢」と付したのがそれに当る。この対策文に顕著な傾向として注目されるのは、經書を典故とする語句を頻繁に用いているという点である。□で囲って示したのがそれに当る。例えば、6、7行目を見てみよう。6、7行目のうち、波線を付した「群禽帰一面之化（群禽一面の化に帰す）」は、以下の『史記』の記述を典故とする。

湯出、見_テ野張_ニ網四面_一、祝曰、自_ニ天下四方_一皆人_乙吾網_甲。湯曰、嘻、尽_レ之矣。乃去_ニ其三面_一、祝曰、欲_レ左、左欲_レ右、右。不用_レ命、乃入_ニ吾網_一。諸侯聞_レ之、曰、湯德至矣、及_ニ禽獸_一。〔史記〕殷本紀

一方、①「玄王桓撥」、②「伯禹」、③「菲飲」、④「三農」という表現は、それぞれ以下①～④の『毛詩』、『尚書』、『論語』、『周礼』の記述を典故とする。

①玄王桓撥〔毛伝〕玄王、契也。桓大、撥治、履礼也。〔鄭箋〕承_ニ黑帝_一而立_レ子、故謂_レ契為_ニ玄王_一。

②伯禹作_ニ司空_一〔孔伝〕禹代_レ鯀為_ニ宗伯_一、入為_ニ天子司空_一、治_ニ洪水_一有_レ成功、〔毛詩〕商頌「長發」〔尚書〕舜典

③子曰、禹吾無_二間然_一矣。菲_二飲食_一、而致_二孝乎鬼神_一、惡_二衣服_一、而致_二美乎黻冕_一、卑_二宮室_一、而尽_二力乎溝洫_一、禹吾無_二間然_一矣。
(『論語』 泰伯)

④以_二九職_一任_二三萬民_一。一曰_二三農_一、生_二九穀_一。〔注〕鄭司農云、三農平地山沢也。玄謂、三農原隰及平地。

(『周礼』 天官、大宰)

6、7行目は、これら經書を典拠とする語句をちりばめつつ、全体として「殷の祖である契の御世、世が大いに治まっていたときには、鳥獸にまで仁政が及んでいたし、夏の禹王が節制しつつ世を治めていたときには、万民がそれぞれの勤めを果たしていた」といった意を表し、『史記』殷本紀と④の『周礼』の記事にそれぞれ「野」と「沢」があることから、6行目が「野」、7行目が「沢」についての記述となっているものと考えられる。

また、19、20行目の「鷺」と「鶴」の表現は、それぞれ、つがいの燕が秋に南へ飛んでいく情景、夜空に向かって鶴が鳴く情景を表しているが、なぜここで燕と鶴かといえは、以下に掲げたように、いずれも『毛詩』を典拠とし、19行目の燕についての記述が「野」、20行目の鶴についての記述が「沢」についての記述となっているものと考えられる。

○燕燕于飛、差_二池其羽_一。之子于歸、遠_二送于野_一。〔毛伝〕郊外曰_レ野。

○鶴鳴_二于九臯_一、声聞_二于野_一。〔毛伝〕臯、沢也。〔鄭箋〕臯、沢中水溢出所_レ為_レ坎。

(『毛詩』 邶風「燕燕」)

(『毛詩』 小雅「鶴鳴」)

その他、3、4行目の「九野」と「八沢」とは、いずれも『淮南子』に見える表現であり、また、21、22行目におい

ては、後漢、光武帝の時代の王常のことをいう「横野將軍」の「野」と、晋の陶淵明のことをいう「彭沢先生」の「沢」で「野」と「沢」とを表すといった掛詞的な手法も見られ、全体として、友実の博覧強記ぶりを如実に窺うことができる文章だといえるだろう。

2

次に、「述行旅」策の対策文第一段を検討したい。以下に全文を掲げる。

1 対

2 竊以

3 水土山川、錯峙之儀早著

4 秦吳燕宋、遠近之跡長存

5 云往云還、誠岡土之常也

6 行也旅也、豈非俗之事哉

7 是以

8 玉門秋深、行々而行不尽

9 劍閣年暮、歩々而歩猶餘

10 北馬思土、蹀朔風而猶悲

対す

竊かに以みれば

水土山川、錯峙の儀早く著る

秦吳燕宋、遠近の跡長く存す

往と云ひ還と云ひ、誠に岡土の常なり

行たるや旅たるや、豈に非俗の事ならんや

是を以て

玉門に秋深し、行き行きて行けども尽きず

劍閣に年暮れたり、歩み歩みて歩めども猶ほ餘れり

北馬は土を思ひ、朔風に蹀みて猶ほ悲し

- 11 南牛恋郷、喘夜月而未息
 12 皇華無私、自極天地之嶮
 13 行李有限、誰過九千之程
 14 終童之棄繻也、遂乘使者之軺
 15 買臣之衣錦也、暨收太守之綬
 16 涉塞垣而泛軍、紀功於燕然之嶺
 17 踰関隴而守險、忍渴於疎勒之城
 18 張博望之窮九河也、通查於牛漢之月
 19 楊將軍之度五嶺也、分符於閩越之風
 20 然猶
 21 高漸離擊筑於易水之上、壯士反袖而傷嗟
 22 羊叔子立碑於峴山之陽、行人霑衣而於邑
 23 邛邛九折之雲 一為忠臣 一為孝子
 24 胡城万里之雪 誰生而降誰老而歸
 25 国色之出漢闕也 金屑慰馬上之情
 26 王佐之辭渭浜也 玉璜当車右之任
 27 況亦

- 南牛は郷を恋ひ、夜月に喘ぎて未だ息まず
 皇華に私無し、自ら天地の嶮を極めたり
 行李に限り有り、誰か九千の程を過らん
 終童の繻を棄つるや、遂に使者の軺に乗る
 買臣の錦を衣るや、暨く太守の綬を収む
 塞垣を涉りて軍を泛かぶ、功を燕然の嶺に紀す
 関隴を踰えて險を守る、渴きを疎勒の城に忍ぶ
 張博望の九河を窮むるや、查を牛漢の月に通じたり
 楊將軍の五嶺を度るや、符を閩越の風に分かちたり
 然れども猶ほ
 高漸離筑を易水の上に撃ち、壯士袖を反して傷嗟す
 羊叔子碑を峴山の陽に立て、行人衣を霑して於邑す
 邛邛九折の雲、一は忠臣たり 一は孝子たり
 胡城万里の雪、誰か生きて降り誰か老ひて歸る
 国色の漢闕を出づるや、金屑馬上の情を慰む
 王佐の渭浜を辞するや、玉璜車右の任に当れり
 況んや亦た

28 緑耳嘶而欲去 草長王孫之原

緑耳嘶きて去らんと欲ひ、草王孫の原に長ず

29 紫髯掉而不留 木下郎將之泊

紫髯^{ふさ}掉ひて留らず、木郎將の泊に下る

30 呉人之觀魯樂也 聞雅頌而自知

呉人の魯の樂を觀るや、雅頌を聞きて自ら知れり

31 陳氏之入齊宮也 免負擔而可足

陳氏の齊の宮に入るや、負擔を免ぜられて足るべし

「述行旅」策の第一段は、微事の出来の惡さに比べれば、悪くない出来であると思われる。12、13行目の「皇華」及び「行李」は、それぞれ以下に掲げた經書の表現を踏まえ、いずれも勅使を表す。⁽¹⁴⁾

○皇皇者華、君遣^レ使臣^一也。送^レ之以^二礼樂^一、言遠而有^二光華^一也。

(『毛詩』小雅、皇皇者華序)

○若舍^レ鄭以為^二東海主^一、行李之往来、共^二其乏困^一、君亦無^レ所^レ害。(杜預注)行李、使人也。

(『春秋左氏伝』僖公三十年)

また、16、17行目に見える「燕然」と「疎勒」とはいずれも中国北方の地名であるが、本対策文の当該箇所で見られている故事は、ともに『文選』に見える。「燕然」は、『文選』卷五十六に班固の「封^二燕然山^一銘」があり、この銘が書かれることになったいきさつが対策文では故事として用いられている。「疎勒」は、卷四十に載る任昉の「奏^二彈曹景宗^一」に「方之居延、則陵降而恭守、比之疎勒、則耿存而蔡亡(之れを居延に方^{くら}ぶるに、則ち陵は降りて恭は守る、之れを疎勒に比ぶるに、則ち耿は存して蔡は亡ぶ)」とある。しかも、両作品の李善注にそれぞれ引用されるように、

いずれの故事も以下のように『後漢書』に見える。

○遣_三客刺_二殺暢於屯衛之中_一（中略）、憲懼_レ誅、自求_下擊_二匈奴_一以贖_レ死。会_二南单于請_レ兵北伐_一、乃拜_二憲車騎將軍_一、金印紫綬、官属依_二司空_一、以_二執金吾耿秉_一為_レ副（中略）与_二北单于_一戰_二於稽落山_一、大破_レ之、虜衆崩潰、单于遁走（中略）、憲、秉遂登_二燕然山_一、去_レ塞三千餘里、刻_レ石勒_レ功、紀_二漢威德_一、令_二班固作_レ銘。（『後漢書』竇憲伝）

○恭以下疎勒城傍有_二澗水_一可_レ固、五月、乃引_レ兵據_レ之。七月、匈奴復来攻_レ恭。恭募_二先登數千人_一直馳_レ之、胡騎散走。匈奴遂於_二城下_一擁_二絶澗水_一。恭於_二城中_一穿_レ井十五丈不_レ得_レ水、吏士渴乏、竿_二馬糞汁_一而飲_レ之。恭仰歎曰、聞昔貳師將軍拔_二佩刀_一刺_レ山、飛泉涌出。今漢德神明、豈有_レ窮哉。乃整_二衣服_一向_レ井再拜、為_二吏士_一禱、有_レ頃、水泉奔出、衆皆称_二万歲_一。乃令_二吏士_一揚_レ水以示_レ虜。虜出不意、以為_二神明_一、遂引去。（『後漢書』耿恭伝）

以上の表現に代表されるように、匡時の対策文第一段は、対句の構成として、正史の故事は正史の故事同士で、経書の故事は経書の故事同士で対偶されており、全般的にそうした意味でのバランスは先に見た友実の対策文より優れているように思われる。

3

「述行旅」策の対策文で最も興味深いのは、『和漢朗詠集』の影響が窺われるという点である。まず、波線を施した19行目「楊將軍之度五嶺也、分符於閩越之風（楊將軍の五嶺を度るや、符を閩越の風に分かちたり）」に注目してみたい。

この記述は、以下の楊僕の故事を踏まえるものと考えられる。

至元鼎五年、南越反、東越王餘善上書、請_下以卒_二八千人_一從_二樓船將軍_一擊_中呂嘉等上。兵至揭揚、以海風波為_レ解、不_レ行、持_二兩端_一、陰使_二南越_一。及_二漢破番禺_一、不_レ至。是時樓船將軍楊僕使_二使上書_一、願便引_レ兵擊_二東越_一。上曰士卒倦、不_レ許、罷_レ兵、令_下諸校屯豫章梅嶺待_レ命。

〔史記〕東越列伝

この記事によれば、前漢武帝の元鼎五年、南越が反乱を起こしたとき、東越王餘善は、武帝と南越とを両天秤にかけようとした。そこで楊僕が上書して東越を討つべき旨を説いたが、帝は兵が疲れていることを理由に許さず、梅嶺で兵を待機させたという。すなわち、匡時のいう「五嶺」とは、『史記』の当該記事に見える「梅嶺」を言い換えた表現であらう。ところが、武帝が兵を駐屯させたという梅嶺については、以下の如く、集解、索隱、正義の諸注もその所在について意見が分れる。

○徐広曰、在会稽界。

（集解）

○案、徐広云、在会稽、非也。今案、豫章三十里有梅嶺、在洪崖山足、当古馭道。此文云豫章梅嶺、知_レ非会稽也。

（索隱）

○括地誌云、梅嶺在虔化縣東北百二十八里。虔州漢亦屬豫章郡。二所未詳。

（正義）

そして、いずれの記述にしても、匡時の対策文に見える「五嶺」の語は見当たらないのである。匡時の言い換えの根拠は何か。それは、以下の如く、『和漢朗詠集』の梅の表現に頻出する「庾嶺」或いは「大庾嶺」からの連想ではないかと考えられる（以下、『和漢朗詠集』の摘句及びその訓読に引き続き、詩題〈含文題〉、作者、作品番号／朗詠題を掲出する）。

○青糸繆出陶門柳、白玉装成庾嶺梅。

（尋_二春花_一、大江朝綱 90／梅）

○五嶺蒼々雲往來、但憐大庾万株梅。

（庾嶺多_二梅樹_一、南枝先開、菅原文時 91／梅）

○大庾嶺之梅早落、誰問_二粉粧_一、匡廬山之杏未_レ開、豈趁_二紅艷_一。

（停_レ盃看_二柳色_一、序、紀長谷雄 106／柳）

○銀河沙漲三千界、梅嶺花排一万株。

（雪中即事寄_二徽之_一、白居易 375／雪）

「庾嶺」或いは「大庾嶺」は、江西省大庾県にある山地であるが、唐の張九齡が梅を植えて梅嶺と名づけ、梅の名所となったところである。そして、「大庾嶺」を含む五つの嶺が「五嶺」と呼ばれる。『史記』東越列伝の「梅嶺」と「大庾嶺」との関係は実際のところ未詳であるが、少なくとも匡時は、『史記』東越列伝の「梅嶺」を上掲の『和漢朗詠集』の摘句により、「五嶺」としたものと考えられる。

また、8行目の「玉門秋深、行々而行不尽（玉門に秋深し、行き行きて行けども尽きず）」は、『和漢朗詠集』の「行旅」の朗詠題に見える以下の表現に拠ると考えられる。

行々重行々、明月峽之曉色不_レ尽、吵々復吵々、長風浦之暮声猶深。

(山河千里別序、源順 642／行旅)

さらに、22行目の「羊叔子立碑於峴山之陽、行人霑衣而於邑（羊叔子碑を峴山の陽に立て、行人衣を霑して於邑す）」は、同じく『和漢朗詠集』の以下の表現に拠るであろう。

王子晋之昇_レ仙、後人立_二祠於緱嶺之月_一、羊太傅之早_レ世、行客墜_二淚於峴山之雲_一。（安樂寺廟序、源相規 745／懷旧）

佐藤道生氏は、『和漢朗詠集』の古写本に見える「江註」に関する奥書から、「江註」が匡時のためになされたものであることを確認し、さらに、「江註」がその内容として句題詩の詠法等、作詩の初学者に有益な知識を多く含むことから、その書入れの時期は、匡時が儒者の子弟としての慣例に従って句題詩を作成し始める十歳頃に先立つ時期、寛治年間（二〇八七―一〇九四）後半と考えられることを指摘した。¹⁵ 佐藤氏が明らかにしたところによれば、匡時は嘉保元年（一〇九四）に十一歳で給料学生となっており、その四年後、承徳二年（一〇九八）には父匡房が太宰権帥となつて大宰府に下向している。匡房の帰洛は、その四年後の康和四年（一一〇二）で、その帰洛の年に兄隆兼が没しており、その翌年に匡時は献策する。すなわち、匡時が献策するまでに父の薫陶を直接受けることができたのは、匡房が大宰府に任官するまでの数年間と、帰洛してからの一年間ということになる。その間、『和漢朗詠集』の教授に置かれた比重は、決して小さいものではなかったであろう。父が初学の書として選んだ『和漢朗詠集』についての知識が、匡時の学問、漢詩文の製作活動における大きな土台、基盤となつたのではないだろうか。

匡時の対策文第一段において今一つ注目されるのは、大江氏の祖である朝綱や澄明がかつて用いた表現を積極的に用いているという点である。例えば、11行目の「南牛恋郷、喘夜月而未息（南牛郷を恋ひ、夜月に喘ぎて未だ息まず）」は、以下に掲げるように、大江朝綱によってよく用いられた表現である。

○応対易^レ迷、汗浹^ニ於周勃之背^一、陰陽難^レ理、牛喘^ニ於郅吉之前^一。

〔本朝文粹〕卷四「同（為^ニ貞信公^一）辞^ニ撰政^一」第二表「大江朝綱 101」

○身毛皆豎、寒似^ニ越鳥之畏^レ霜、心魂共迷、熱^レ於^ニ吳牛之喘^レ月。

〔本朝文粹〕卷五「為^ニ貞信公^一返^ニ隨身^一表」大江朝綱 137

また、18行目の「張博望之窮九河也、通查於牛漢之月（張博望の九河を窮むるや、査を牛漢の月に通じたり）」は、張騫が天の河を浮き木で遡る故事で、『俊頼髓脳』等に見えてよく知られるが、以下のごとく大江澄明「弁山水」策の対策文に見える表現である。

張博望之到^ニ牛漢^一、泝^ニ十万里之濤^一、伯司空之鑿^ニ竜門^一、遺^ニ二千年之跡^一。

〔本朝文粹〕卷三「弁山水」大江澄明 80

また、3行目の「錯峙」という表現も、同じく澄明の対策文に用いられている。

坤儀成^レ形、三山五岳鎮^二天下^一而錯峙^レ、坎德運^レ化、八水九河亘^二地中^一而分流。

〔本朝文粹〕卷三「弁山水」大江澄明80)

以上のように匡時と友実の対策文第一段を比較すると、匡時にあつては、父匡房から授けられた『和漢朗詠集』の摘句に関する知識、或いは大江氏の先人達の表現を踏襲しようとする姿勢が窺われるのに対し、友実の場合には、本人の、恐らくは超人的な記憶力と努力とによつて獲得した、経書を含むさまざまな書物の表現や故事についての網羅的な知識を拠り所に行っていることがわかる。そして、このことは、両者の学問の方向性が互いに異なっていることを示唆する。匡時には、大江氏の家の学問として朝綱や維時、澄明、匡衡等の先人たちが培ってきた文学的な表現の蓄積があり、それに則つて表現を作ることができたのに対し、新興の儒家である南家藤原氏出身の友実にはそうした表現の蓄積がなく、そこで、自らの学問的な研鑽によつて獲得した、どちらかといえば儒学的な知識に拠つて、新たな表現を創り出したのである。印象批評の譏りを懼れずに敢えて言えば、匡時の「述行旅」策の対策文と友実の「野沢佳趣」策の対策文とは、一読したときの印象が全く異なる。前者が『和漢朗詠集』に代表される平安期の典雅典雅な表現をふんだんに利用しながら、極めて文学的な印象を与えるのに対し、友実の文章は、いわば四角四面で堅苦しく、およそ典雅な表現とはかけ離れているように感じる。こうした両者の対策文から受ける印象の相違の背景には、両者の学問のあり方の相違が

あるのではないか。

そして、第一段から窺われる両者のこうした学問的な相違は、既に確認した微事のあり方の相違とも密接に関わるものと考えられる。既述のように、当時の微事は細かい故事の知識を広く問うもので、こうした微事の性格から見れば、友実の学問の方がそれに向いていると考えられるからである。恐らく、第一段に窺われる両者の学問のあり方における相違が、より増幅された形で微事の結果となって顕れたのではないだろうか。

五 表現の継承——宇治平等院供養願文について——

ところで、匡時は当該対策に及第し、その翌年、長治元年（一一〇四）に式部丞に任ぜられた。そして後年、彈正大弼を経て大学頭となる一方、藤原頼長の息、師長の家司となっている。このことを含め、諸記録から鑑みるに、藤原忠通がその父忠実や弟頼長と溝を深めていく時代の趨勢にあつて、匡時はどちらかといえば、忠実、頼長の側に近い存在であつたものと考えられる。

久安五年（一一四九）十月二十五日、匡時（既に維順と改名）は、忠実のために宇治平等院供養願文を執筆している。これは、忠実が、前年久安四年十二月十四日に没したその正室、忠通の母である師子のために成樂院中御堂を造立し、それが完成した際の供養願文で、その全文が『兵範記』に引かれる。¹⁷ これを見ると、かなりの長文で、力の込めつつ秀作だと思われるが、この願文において特に注目されるのは、匡房の願文の表現が積極的に用いられているという点である。例えば、忠実の出家後、師子が一身に仏に帰依してきたことを述べる件りには、以下の表現が見える。

①桃李之粧春空闌、蘭蕙之質秋漸衰。帰螺髻之尊而早除②蒼華之飾、慕紫摩之相而永却③金翠之粧。年々歳々、行六度而期鷄足之衣、朝々暮々、誦一乘而代龍女之珠。(桃李の粧春空しく闌け、蘭蕙の質秋漸く衰へたり。螺髻の尊に帰して早く蒼華の飾を除き、紫摩の相を慕ひて永く金翠の粧を却く。年々歳々六度を行ひて鷄足の衣を期し、朝々暮々一乗を誦して龍女の珠に代へんとす。)[咲き誇った桃李の花が春の盛りを過ぎるように、芳しく香った蘭蕙が秋を経て枯れるように、妻の容姿も次第に衰えていった。前世で螺髻仙人であつたという尊い釈迦に帰依して早々に髪飾りをはずし、その紫摩黄金の身相を慕つて長いこと華美なよそおいを慎んできた。来る年も来る年も六度を行つて摩訶迦葉が鷄足山で弥勒菩薩に衣をさし上げて入寂したように自らも往生したいと願い、毎日毎日法華經を誦して龍女が仏に捧げたという珠の代りにしようとしてきた。]

このうち、傍線①「桃李の粧春空しく闌け、蘭蕙の質秋漸く衰へたり」は、桃李や蘭蕙の如き容貌が時とともに衰えていくさまを表現しており、以下の匡房の願文の表現と同じ趣向である。

桃顔柳眉無「再栄之春」、蘭心蕙態非「常芳之秋」。

(『江都督納言願文集』卷五、尼公「不知願主三通」其二)

また、②「蒼華」は毛髪を表し、③「金翠」は華美な装いを表し、④「鷄足の衣」は、仏弟子である摩訶迦葉が、仏より賜った衣を鷄足山で弥勒菩薩に渡して入滅した故事を踏まえた表現であるが、以下のように、いずれも匡房の願文に見られる。

○落¹⁸蒼華¹⁸而問^レ道、褌¹⁸羅衣¹⁸而貴^レ真。

(『本朝統文粹』卷十二「一品宮仁和寺御堂供養願文」大江匡房、『江都督納言願文集』卷二にも)

○香華之宮、遂年而加^レ之、金翠¹⁹之飾、曆日而厭^レ之。

(『江都督納言願文集』卷五、尼公「不知願主一通」其二)

○宜^下受^下鷄足金縷²⁰之衣²⁰、速登^中鷲頭紅連之座^上。

(『江都督納言願文集』卷二、仙院「園徳院供養願文」)

このうち、特に④「鷄足の衣」については、大江朝綱の願文に以下の表現が見え、儒家としての大江氏における表現の継承という点で注目される。

鷲頭雲霽、鷄足山開、無上世尊高並^二妙覺之座^一、摩訶迦葉跪奉^二附屬之衣^一。

(『本朝文粹』卷十四「村上天皇母后四十九日御願文」大江朝綱418)

さらに、維順の当該願文において、当日の儀式の模様を表す件りを見てみたい。

⑤就秘密教之儀軌、展供養法之齋筵。⑥續粉霜葉之錦、自添幡蓋之色、清脫風松之琴、暗助鐘磬之聲。(秘密の教への儀軌に就きて、供養の法の齋筵を展べたり。續粉霜葉の錦、自ら幡蓋の色に添ふ、清脫風松の琴、暗に鐘磬の声を助く。)[深遠なる真言の教えに基づき、供養の場をひらいた。紅葉した葉の紅と霜の白とが乱れ散り、自然と幡

蓋の色に添えられ、清々と松に吹く風の音がまるで琴のように、ひそやかに鐘磬の音を盛り上げている。」

傍線⑤「秘密の教への儀軌に就きて、供養の法の齋筵を展べたり」は、匡房の願文に同様の言い回しが散見し、枚挙に遑がないほどである。

○就「秘密之軌儀」、設「供養之齋筵」。

（『江都督納言願文集』卷三、大臣「土御門右大臣宇治御宝供養」

○就「秘密大法」、尽「供養之至誠」。

（『江都督納言願文集』卷五、女人「善勝寺」

また、⑥「繽紛霜葉の錦、自ら幡蓋の色に添ふ、清脱風松の琴、暗に鐘磬の声を助く」のごとく、当日の様子を視覚的な面と聴覚的な面から表現する趣向は匡房の願文に頻繁に用いられるものである。

彩龍画鶴之任「暁浪」、混「妙曲於瑠璃之琴」、錦幡繡蓋之映「夕陽」、添「潤色於翡翠之箔」。

（『本朝統文粹』卷十二「殿下御八講願文」大江匡房、『江都督納言願文集』卷三にも）

さらに、このうちの「鐘磬」については、以下に掲げたように、匡衡の願文に「洪鐘浮磬」という表現が見え、これを縮約した表現だと考えられる。

以「香花梵唄、洪鐘浮磬、宝蓋幢幡、名衣上服、七珍百味」、供「養之」。

（『本朝文粹』卷十三「為「左大臣」供「養淨妙寺」願文」大江匡衡403）

そもそもこの「洪鐘浮磬」という表現は、『文選』卷一、班固「西京賦」に「洪鐘万鈞」等と見えて、大きな鐘を表す「洪鐘」と、『尚書』禹貢に「嶧陽孤桐、泗水浮磬浮磬」と見える「浮磬」とを取り合わせた表現である。「浮磬」とは、泗水の石で作った磬のことで、その石は水辺にあり、水中に浮いているようであることからこう呼ぶという。「洪鐘浮磬」は、匡房の願文にも見える。

解竹嶧桐之調、更驚三人聽、洪鐘浮磬之韻、幾徹三天耳。

（『江都督納言願文集』卷一、帝王「賀茂御塔」

このように、久安五年に製作されたこの願文からもまた、匡房を含む先人の表現を積極的に踏襲しようとする維順（匡時）の姿勢を窺うことができるだろう。

六 『本朝統文粹』の成立について

本稿ではこれまで、匡時の対策文における微事の出来の悪さが匡房の後継としての能力をそのまま示すものではないことを論じてきた。微事の出来の悪さに比べ、第一段については、それほど悪い出来ではないと推測されることにも言及した。しかしながら、微事が一問しか出来ていないという事実は、やはり見逃すことができないことのように思われ

る。『朝野群載』に収載された評定文等から既に確認したように、微事には明確な判定基準があり、微事の出来不出来は、対策そのものを判定する大きな要因であった。また、微事を審査するほうが、文章を審査するよりも、客観的な判定が可能であろう。しかも当時の対策では、如何に多くの故事に通じているか、その知識の量の多さ、幅の広さに主眼が置かれていたのであり、微事のあり方は、そうした対策の性質をいわば体現化するものであった。従って、微事が一問しか出来ていない匡時の対策文は、たとえ第一段の出来がそれほど悪くないと考えられるにしても、凡そ出来の悪い、むしろ及第したのが不思議であるほどの対策文であったと言わざるを得ない。

ここで浮上するのは、一体何故こうした出来の悪い対策文が『続文粹』に収載されたのか、という問題である。「述行旅」策の微事の出来が頗る悪かったにも拘らず匡時が及第していることに照らせば、匡時に課された二題の策問のうち、もう一題の策問の微事の出来が頗る良かった可能性がある。匡時が匡房の薰陶を受け、その表現を継承していたとすれば、第一段については、二題の対策文の間でそれほど遜色があつたとは思われない。もしそうであつたとすれば、何故微事の出来が良い方の対策文を収載しなかつたのか。ここで、「述行旅」策が『続文粹』に収められたその理由として考えられるのは、問われた微事に対する解答が不能であつた場合の答案の書き方の手本として「述行旅」策の対策文が適当であつたというものである。佐藤道生氏は、『本朝文粹』、『続文粹』所収の対策文の中にはすべての微事に正答できたものがないことに言及し、問われた微事が意味する故事がわからず、解答が不能である場合に如何に答えるか、その文例を示していると言う点で両書がまさに実用的といえることを指摘した。⁽²¹⁾ そうした視点から「述行旅」策の微事に対する匡時の解答をあらためて確認してみると、例えば、微事四問目の「慈石累路、将聞経過之姿（慈石は路に累なれり、将に経過の姿を聞かん）」という問いに対し、匡時は「慈石累道、披蠹簡而忘謨謀（慈石は道に累なる、蠹簡を披けど

も謨謀を忘れたり」)、すなわち「慈石が道に重ねられていたというので、書物をひもといてはみたが、そのはかりごとを忘れてしまった」と答えている。また、微事五問目の「高郵県遙、置幾駅而得嘉称（高郵県は遙かなり、幾駅を置きて嘉称を得たるや）」と、六問目の「宜都地僻、指何山而遺幽趣（宜都の地は僻れり、何山を指して幽趣を遺したるや）」という問いに対しては、「高郵県之嘉称、宜都山之幽趣、文岑高兮不尋、筆駅荒而易惑（高郵県の嘉称、宜都山の幽趣、文岑高くして尋ねず、筆駅荒くして惑ひ易し）」、すなわち「高郵県の素晴らしさ、宜都山の奥深いおもむきについては、高い嶺に登るのと同じように答えるのが困難で、奥深く荒れた駅に行くのと同じように迷い易くて解答できない」と答えている。もう一例挙げれば、微事八問目の「入舟兮思子之獸、其名如何（舟に入りて子を思ふの獸、其の名は如何ぞ）」という問いに対しては「夜螢暗兮難知、争弁入舟之名（夜螢暗くして知り難し、争か舟に入るの名を弁へん）」、すなわち「夜の螢が暗くて学ぶことができなかった、どうして舟に入ったというその名前を弁ずることができようか」と『蒙求』で著名な車胤の故事を用いて解答している。いずれも微事に対して解答不能である場合に適当な文例となり得るものであり、「述行旅」策は、こうした文例を示すのに有効な対策文として『続文粹』に収載されたものと考えられる。

そこで、今少し歩を進め、『続文粹』の成立の問題に考えを及ぼしてみたい。『続文粹』の成立時期については、佐藤道生氏が、『本朝文粹』に倣い、『続文粹』も編纂にあたって作者を物故者に限ったとの前提に立ち、匡時（維順）の没後であろうと推測している。⁽²⁾ 維順の没年は定かではないが、佐藤氏の指摘にあるように、久寿二年（一一五五）正月二十三日に大学頭維順が寮試を行った記事が『大間成文抄』巻三に見え、これ以後、史料にその名を見出すことができない。⁽³⁾ 翌久寿三年二月、藤原範兼が大学頭に任ぜられたのが維順の死闘を補ったこととすれば、維順の没したのは久寿二年のことであったと推測される。また、後藤昭雄氏は、『続文粹』所収作品の表題の人物呼称に着目し、巻五に藤

原忠実を「知足院禪定前大相国」と呼ぶ例が見え、忠実がこの呼称で称されるのは、保延六年（一一四〇）十月二日に出家し、保元元年（一一五六）八月に洛北の知足院に幽閉され籠居して以降のことであることから、保元元年八月以降ではないかと推測する。²⁴ 一方、五味文彦氏は、『朝野群載』が三善為康自身の作品を載せていることを重視し、『続文粹』に最も多くの作品が収載され、さらに『続文粹』のなかで最も新しい作品の製作者である敦光自身が、八十一歳で出仕を止めた年、康治二年（一一四三）に編纂したものと推定して以下のように述べる。

そこで改めて敦光の動きを追うと、康治元年（一一四二）には八十歳ヤになっていて、この年には子の長光が大内記、有光が対策に及第し、成光が藏人に任じられるなど、我が子が無事に成長して儒者の道を歩むようになっていた。そうしたなかで敦光はその翌年に「依勞宿痾、久不出仕」と出仕を止めている。そうであれば敦光は子らに残すべく本書を著したことが考えられ、もしそうならば、自らの作品を大量に載せるのも当然であつたろう。また保延以降の作品が本書にないこともよくわかる。²⁵

すなわち、『続文粹』の成立を久寿二年、或いはその翌年の保元元年以降とする佐藤、後藤両氏に対し、五味氏は、それより十年以上溯るものと推測したのである。

ここであらためて、維順の対策文の徵事が一問しか正答できていなかったこと、徵事の出来不出来は対策文そのものの出来を左右するものであり、従つてこの対策文の出来は頗る悪いものであつたろうことを念頭に置いて考察してみた。五味氏のいう康治二年といえは、維順は六十歳であつた。以下に、注（9）所掲の『長秋記』の記事を再度掲げる。

江博士云、身儒第二、年齒已過五十。而為子申學問料、無恩許。預判多以被超下臈。於今江家長被捨道事也。近來居儒官者、必非高才博覽人。怨世氣色尤甚。有其謂。

〔長秋記〕長承二年（一一三三）七月二十一日条

この記事は、『長秋記』の記者である源師時のところへ「江博士」すなわち維順が尋ねてきて、家の低迷と近年の儒者の無能ぶりを嘆く場面であるが、傍線部分で維順は自らを「身は儒の第二」と呼んでいる。これは、儒者の第一が敦光、第二が維順ということを意味する。そして、こうした評価が維順自身だけでなく、当時の世間一般のものであったことは、以下に掲げた『長秋記』、『台記別記』の記事から窺うことができる。

①後聞、雖有恩許議、遂右少弁顯業預判、江惟〔維〕順朝臣第二儒士也、而不預判、雖少時依有無才聞歟、近來儒士不可及彼例者也、

〔長秋記〕長承二年六月二十八日条

②今日天子始読御注孝經、年九、去十日治部權少輔俊經（五位顯業卿子）、被聽昇殿、為尚復也、大學頭維〔朝臣（四位）、為非參議第一儒〕、又為匡房卿子、文章博士永範朝臣（四位）、頗有博學之名、而今以俊經為尚復、非唯兩儒可憂、又無父子相並之例者乎、（『台記別記』久安三年（一一四七）十二月十一日条）

五味氏が『続文粹』成立の年と推測する康治二年当時、既に維順が大学頭であつたかどうか定かではないが、少な

くとも上記②、久安三年には「大学頭」とある。当時、儒者として勢力があつたのは式家藤原氏と北家日野流であり、大江氏にとつては斜陽の時代であつたといえるが、それでもなお、維順の儒者としての地位と名声を考えると、「述行旅」策のごとき出来の悪い対策文を、いかに敦光とはいえ、維順の生存中に編纂物に収載するというのは考えにくいように思われる。この対策文が編纂の対象となつたとすれば、維順の死後、すなわち久寿二年以後のこととするのが自然であらう。

また、『続文粹』の撰者についても、同様の理由、すなわち維順の対策の出来の悪さという点から、大江氏の関与と
いうのは考えにくいのではないかと思われ⁽²⁶⁾る。やはり敦光より後の式家藤原氏の儒者の手になるものと考えるのが妥当であらう。

おわりに

本稿では、大江匡時（維順）の作品として、「述行旅」策（『本朝文粹』巻三）と宇治平等院供養願文を取り上げたが、そのいずれにおいても、匡房の後継者として、その父の薫陶の上に立ち、大江氏の先人が培ってきた表現を踏襲していることとする姿勢を窺うことができた。

ここで言及しておきたいのは、友実の「野沢佳趣」策対策文の第一段と、匡時の「述行旅」策対策文の第一段とは、そのいずれにおいても、『藝文類聚』等の類書が用いられた形跡をあまり窺うことができないという点である。例えば、『藝文類聚』には、巻二十七、人部に「行旅」の項が立てられるが、そこに見える故事は、この対策文には全く用いられていない。繰り返しになるが、平安期の対策の性質は、前期から後期にかけ、論を立ててそれを展開することに主眼を置

いたものから、故事の知識を披瀝することに主眼を置いたものへと変化している。このことは、平安後期の対策文、すなわち『続文粹』所収の対策文においては、文と文との結びつきが希薄で、故事の羅列に終始する傾向があることを意味する。そしてその背景には、文章作成に際しての類書の積極的な利用があるものと考えられる。実際、『続文粹』所収の対策文のうち、匡時と友実の対策文を除くものについては、類書の利用を顕著に窺うことができる。逆にいえば、論じることがを重んじる平安前期から中期頃までの対策文には、後期ほどの類書利用の形跡が見えない。翻って匡時と友実の対策文を見ると、先述のように、そこには類書利用の形跡は見えないが、しかしながら、都良香や道真の対策文のように、論じることには主眼をおいているかといえそうではない。それぞれの対策文は、「野沢」、或いは「行旅」に関する多くの故事を並べる一方で、それらを貫く論理ということになると、必ずしも明確ではない。故事が羅列され、ここに一貫した文脈や論理が欠けているという意味では、その故事が広範囲にわたる網羅的なものかどうかは別として、両対策文における故事の用い方は類書的であるといつてよいものと思われる。そして、匡時や友実のそうした類書的な知識を支えたのが中国由来の類書ではなかったとすれば、そのことが示唆する問題は極めて大きいだろう。今後、他の文体へ、後の時代へと視野を拡張、あらためて両者の学問のあり方を位置付けてみたい。

注

- (1) 『本朝続文粹』の本文は金沢文庫旧蔵内閣文庫蔵本による。ただし、掲出にあたり校訂を施した箇所がある。
- (2) 対策についての先行研究として、以下のものがある。桃裕行『上代学制の研究（修訂版）』（一九九四年三月、思文閣出版）。濱田寛『平安朝日本漢文学の基底』（二〇〇六年九月、武蔵野書院）。伊澤美緒「逸脱する対策文——『本朝文粹』『散楽策』

の再検討」(『古代中世文学論考』第七集、二〇〇二年七月、新典社)。佐藤道生「平安時代の策問と対策文」(『いころのかたち—東西文献資料に見られる心性の表象』慶應義塾大学21世紀COE心の統合的研究センター、二〇〇五年三月)。拙稿「対策の変容—故事と論述」(『和漢比較文学』第三十七号、二〇〇六年八月)。

- (3) 「述行旅」策の徵事が問う故事のうち、本文に所掲の②、③以外のものについての調査結果は以下のとおり(丸数字は徵事の順序に対応する)。
①未詳。
④王隱晋書曰、馬隆擊涼州、以磁石累道側。賊負鐵鎧不得過、以為神。(『太平御覽』九百八十八、磁石)
⑤未詳。
⑥未詳。
⑦未詳。
⑧桓公入蜀、至三峽中、部伍中有得猿子者、其母緣岸哀号、行三百餘里不去、遂跳上船、至便絕、破視其腹中、腸皆寸寸斷、公聞之怒、命黜其人。(『世說新語』黜免)

- (4) 「野沢佳趣」策の徵事が問う故事のうち、本文に所掲の①、⑤以外のものについての調査結果は以下のとおり。
②(『経』夏、公会、單平公、晋定公、吳夫差、于黃池)。(『伝』秋七月、辛丑、盟、吳晋爭先。(注)爭、歃血先後。(『春秋左氏伝』哀公十三年)
③列子曰、薛談字謳於秦青、未窮青之伎、自謂尽之。遂辞歸、秦青弗止。饒於交衢、拊節悲歌。声震林木、響遏行雲。薛談乃謝求反。終身不敢言歸。秦青顧其友曰、昔韓娥東之齊。置糧、過雍門、鬻歌假食、既去、餘響繞梁三日不絕。(『藝文類聚』四十三、歌)
④呂望非熊(六韜曰、周文王下畋、史扁為兆曰、所獲非熊々々、乃天遣汝師、文王乃齋戒七日、畋于渭滨之陽、果卒見呂望座石垂釣、与論道德、遂同載而歸)。(故宮博物院本『蒙求』4)
⑥未詳。
⑦黃帝立為天子十九年、令行天下。聞廣成子在於空同之上、(中略)黃帝順下風、膝行而進、再拜稽首而問曰、聞吾子達至道、敢問、治身奈何而可以長久、廣成子矚然而起曰、善哉問乎、來、吾語女至道、至道之精、窈窕冥冥、至道之極、昏昏默默、无視无聽、抱神以靜、形將自正。(『莊子』在宥)⑧未詳。

- (5) 「謂父祖之儒業」既奕四代、通三十六徵事、今及半分の隔句対(「通十六徵事」は「通十六之徵事」とあるべき)は、大江匡周の対策文に対する評定文にも「繼祖業兮及十代、答徵事兮通半分」とあり、儒家の出身であることと徵事の出来とを対にするのが常套句であった可能性が高い。

- (6) 『江談抄』の当該箇所の本文は『古本系江談抄注解(補訂版)』(一九九三年五月、武蔵野書院)に拠る。

- (7) 小峯和明『院政期文学論』(二〇〇六年一月、笠間書院)、一五五—一五六頁。

- (8) 田中宗博『中外抄』試論(『国文論叢』第十六号、一九八九年三月)。

(9) 佐藤道生「朗詠江註」と古本系『江談抄』（『説話文学研究』第四十二号、二〇〇七年七月）。佐藤氏は、大江匡時の生年について、以下に掲げる『長秋記』の記事から逆算し、応徳元年（二〇八四）生まれと推定した。

江博士云、身儒第二、年齒已過五十。而為子申子申學問料、無恩許。預判多以被超下臈。於今江家長被捨道事也。近來居儒官者、必非高才博覽人。怨世氣色尤甚。有其謂。『長秋記』長承二年（一二三三）七月二十一日条

(10) また佐藤氏は、『江談抄』問書の背景に、若くして庇護者を失い、匡房の學問を積極的に吸収しなければならなかった実兼側の事情を想定するべきであることを指摘した。

『本朝世紀』寛治元年十二月二十九日条には、同日式部省に向けて発行された「応以下五箇年」為限令と課試諸道得業生「事」と題される太政官符が載る。

(11) 『大間成文抄』（卷八）によれば、隆兼は承暦三年（一〇七九）に献策している。また、匡房が作った隆兼の一周忌の願文に、「常憶、彼猶壯、宜為席上之珍焉、我既衰、將決山下之蒙」（『江都督納言願文集』卷三、亡息周忌願文）とあることから三十代で没したものと考えられる。

(12) 前掲注（2）拙稿。

(13) 対策文を構成する駢麗文の評価基準について、音韻や隔句対の構成等の側面から検討したものととして、前掲注（2）濱田書、第三章「方略策を巡る問題点」がある。

(14) 『文鳳抄』使には、「皇花、行李（皇々者花、）君遣（使臣）、以礼樂（スキ、）送（テ）。言（コ、）遠（シテ）有光華（ナリ）。毛詩。行李、行人ナリ。左伝」とあるが、これは匡時の対策文の当該箇所から帰納されたものと推測される。

(15) 前掲注（9）論文。

(16) 後藤祥子「浮木にのつて天の河にゆく話—平安和歌史の視座から」（『国文目白』第二十二号、一九八八年二月）。矢作武「天の河うき木に乘れる」類歌と張騫乗査説話について」（『相模国文』第五号、一九八八年三月）。黒田彰子「張騫考—俊頼髓腦へのアプローチ—」（『国語国文』第五十八卷十号、一九八九年九月）ほか。

(17) 『本朝文集』は『台記別記』から引用するが、『台記別記』の記事は『兵範記』の誤入とされる。『本朝文集』『台記別記』『兵範記』に引かれる本文には、僅かながら互いに異同がある。本稿では『兵範記』所引の本文に拠り、他の本文と校合

改訂の上掲出した。

- (18) 蒼華何用祝、苦辞亦休吐。〔蒼華、髮神名〕〔白氏文集〕卷五十二「和祝蒼華」2253)
- (19) 戴金翠之首飾、綴明珠以耀軀。〔文選〕卷十九「洛神賦」曹植)
- (20) 摩訶迦葉波(中略)厭世無常、將入寂滅、乃往鷄足山、山陰而上(中略)既入三峰之中、捧仏袈裟而立、以願力故、三峯斂覆、故今此山三脊隆起。当来慈氏世尊之興世也(中略)大迦葉、授衣致辭札敬已畢、身昇虚空、示諸神變、化火焚身、遂入寂滅。〔大唐西域記〕卷九)
- (21) 前掲注(2) 佐藤論文。
- (22) 佐藤道生「『本朝統文粹』成立考」〔平安後期日本漢文学の研究〕二〇〇三年五月、笠間書院、初出は二〇〇一年。
- (23) 前掲注(9) 論文。
- (24) 後藤昭雄氏「『本朝統文粹』(『国史大系書目解題』下卷、二〇〇一年十一月、吉川弘文館)。
- (25) 五味文彦氏「『書物の中世史』(二〇〇三年十二月、みすず書房)、一一五頁。
- (26) 山崎誠氏は、『統文粹』の撰者について「江家説も可能性としてはあると考えるが詳述に及ばない」とする(『『本朝統文粹』』『国文学解釈と鑑賞』第五十三卷三号、一九八八年三月)。

付記

本稿は第九十二回和漢比較文学会例会(二〇〇六年七月二十二日於鶴見大学)の同題の口頭発表に基づくものです。席上、貴重な御教示をいただきました先生方に厚く御礼申し上げます。